

令和 6 年度

第 2 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 6 年 5 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（5 月 31 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則		○	16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子		○
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二		○
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	田邊 徹		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 任	木村 泰三	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	石田 泰清	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主 任	光永 稔彦		○

事務局長	ただ今より、令和 6 年度第 2 回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後 1 時 30 分)、本日、4 番増谷委員、17 番渡邊委員、18 番前田委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会長に議長を務めていただきます。
議長	(挨拶) それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は 21 名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。24 番榮田委員さん、1 番原田委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に訂正がありますので、事務局から報告させます。
事務局員 (本庁)	・議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 受付番号 17 については、取り下げとなりました。 ・議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」 6 月 1 日公告としておりましたが、5 月 31 日の誤りでした。 ・議案第 5 号「非農地証明申請について」 受付番号 7 について、かい廃開始時期を昭和 43 年としておりましたが、昭和 48 年の誤りでした。 受付番号 8 について、〇〇番地のかい廃開始時期を平成 15 年としておりましたが、平成 5 年の誤りでした。 以上、訂正を行っております。
議長	それでは議事に戻ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号 15, 16 と 18, 19 の 4 件について事務局からの説明を求めます。

事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
8 番寺西委員	受付番号 16 の譲受人について、住所が申請時点では庄原市外の地域ですが、令和 6 年 4 月時点では庄原市に住所を移しているのでしょうか。
事務局員 (西城出張所)	現時点では住所を移されていません。申請時点では、4 月下旬を予定していましたが、農地とともに住宅を購入されるということで、住宅の修理や掃除等ができ次第ということとなっています。売買契約自体はすでに手続き済とのこと。
議長	他にご意見のある方はいらっしゃいますか？ それでは採決に移ります。 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 15, 16 と 18, 19 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	それでは受付番号 15, 16 と 18, 19 の 4 件について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法 附則 第 5 条第 1 項の規定に基づく農地利用集積計画書の令和 6 年 4 月期の申出分については、「令和 6 年 5 月 31 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回、利用権設定（一般分）が 25 件 113, 197 m²、利用権移転（一般分）が 8 件 38, 263 m²、利用権設定（農地中間管理事業分）が 2 件 13, 802 m²となっています。

事務局員 (本庁)	農地中間管理事業分については、農地中間管理機構からの転貸先として、高野町の農地を〇〇様へ 11,991 m²、口和町の農地を〇〇様へ 1,811 m²となっております。 以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での広告・縦覧を経て正式に契約成立となります。 説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 それでは、皆様から何かご質疑等はございませんか。
3 番木村委員	14 番の内容について、農事組合法人（以下：法人）が利用権を設定し、個人の方が利用権の設定を受ける者となっています。通常の利用権設定では見ないケースですが、このような形になったのはなぜですか。
事務局員 (高野出張所)	これまで法人が預かって耕作していた土地でしたが、法人内で人員の高齢化などに見舞われ、耕作を続けることが厳しくなってきたため、耕作をお願いできる個人の方と協議をして利用権設定の手続きに至ったとのことです。
3 番木村委員	今回利用権設定される土地の総面積がかなり大きいです。利用権を設定することによって、法人としての立場に影響はあるのでしょうか。法人は年間計画や組織規約を整理して行政からの認定を受けて設立されています。一般の農家とは立場が違いますので、その点が心配です。
1 番原田委員	今回のような状況での申請は初めて拝見しましたが、法人の運営について課題があるのならば、地元の農業委員等、多岐にわたって話し合いや指導することが必要のように感じました。
15 番瀬尾委員	私も経営する立場の人間ではありますが、木村委員と同じように、今回の利用権設定によって今後の年間計画等に影響を及ぼし、法人として成立できるのかどうか心配ではありません。
16 番天根委員	瀬尾委員と同様に法人としての今後の計画についても心配ですが、広島県に法人の経営状況について報告したとき、どう見解を示すかも気になる場所ではあります。

8 番寺西委員	法人の経営状況については、人員の高齢化などで厳しくなるとも思うと思いますが、将来の経営につなぐためにも、最適な方法が利用権設定のほかにもあったのかどうかは気になります。
事務局長	皆さまがおっしゃられる通り、14 番の法人から個人への利用権設定については今回初めてのケースで、法人としての今後の経営計画についてご心配されることと思います。現時点では経営計画等については整理が完全にはできていない状態ではあります。しかし、第 2 号議案は、14 番以外も含めて上程させていただいております。第 2 号議案全体については採決をさせていただき、14 番の貸し手となる法人の今後の経営計画については、整理の時間を設けさせていただくことはできますでしょうか。
議長	皆さんご意見ありがとうございます。難しい課題ではありますが、今回の採決にあたって、2 つの選択肢を提示させていただきます。賛成の多い方を今回の採決方法とさせていただきます。 ① 14 番のみをいったん取り下げし、整理ができてから改めて議案として上程していただく。ほかの議案については採決をする。 ② 14 番を含めた全ての議案をいったん採決し、14 番については、別途整理する時間を設ける。 (農業委員の多数決により、②の方法とすることに決定)
議長	採決の前に「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなる、9 番森兼委員、15 番瀬尾委員のご退席をお願いいたします。 《退席を確認》
議長	それでは採決に移ります。 「農用地利用集積計画の決定について提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手多数により、決定されました。 《着席を確認》

議長	続きまして、議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号５について事務局からの説明をお願いいたします。 （説明 以下 概要）
事務局 （東城出張所）	受付番号５ 位置等：説明資料の３、４ページに記載 転用事由：住宅建設に向けた水路の確保のため井戸を試掘する（一時転用） 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：試掘により井戸の確保ができれば除外見込み
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。 （なしという声）
議長	それでは、採決に移らせていただきます。 「農地法第４条の規定による許可申請」受付番号５について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号８、９の２件について事務局からの説明をお願いいたします。 （説明 以下 概要）
事務局 （東城出張所）	受付番号８ 位置等：説明資料の３、５ページに記載 転用事由：太陽光パネル発電設備 資金計画：全額自己資金

事務局 (口和出張所)	他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要 受付番号 9 位置等：説明資料の 15、16 ページに記載 転用事由：敷料置場、ロール置場、通路、転回場・農機具置場 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。
2 番堀江委員	受付番号 8 について、申請地の周辺に宅地が多く見受けられますが、設置にあたって了解は得られているのでしょうか。
事務局 (東城出張所)	周辺の住民の方には了解を得られていることを確認しています。また、申請地の周辺にも太陽光発電設備が設置されているため、条件としても問題ないと判断しています。
議長	ありがとうございました。 他にはございませんか。 (なしとの声)
議長	無いようですので採決に移ります。 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 8、9 の 2 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしという声)
議長	それでは「農地法第 5 条の規定による許可申請」受付番号 8、9 の 2 件について申請のと

議長	おり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 続きまして、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号 6 から 11 の 6 件について、事務局から説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 6 位置等：説明資料の 17, 18 ページに記載 潰廃事由：昭和 48 年に祖父母が戸建てを新築する際に、農地転用手続きをしておらず、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：建物が建って、相当な年月が経過しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (本庁)	受付番号 7 位置等：説明資料 17, 18 ページに記載 潰廃事由：昭和 48 年より前に住宅が建設されていたため 現地確認：建物が建って、相当な年月が経過しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 (続いて東城出張所、高野出張所、比和出張所から説明)
事務局員 (東城出張所)	受付番号 8 位置等：説明資料 3, 20 ページに記載 潰廃事由：申請者の前の代から休耕状態であり、数十年前から草木が生えて農地としての維持管理が困難になったため。 現地確認：現地は、草木が生い茂っており原野および山林と見られ、今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (高野出張所)	受付番号 9 位置等：説明資料 21, 22 ページに記載 潰廃事由：H20 年ごろに耕作ができなくなり、維持管理ができなくなったため。 現地確認：現地は、原野で、今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (比和出張所)	受付番号 10 位置等：説明資料 23～25 ページに記載 潰廃事由：申請者の父が平成 20 年ごろから耕作ができなくなり、申請者が相続した後も農地として維持管理ができず、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：現地は、山林および宅地で、今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (比和出張所)	受付番号 11 位置等：説明資料 23, 26 ページに記載 潰廃事由：平成 6 年ごろに耕作がする人がいなくなり、農地としての維持管理ができなくなったため。 現地確認：現地は、山林で、今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。
24 番 榮田 委員	説明資料 22 ページの位置図と公図で、申請地の形が少し違うように見えますが、どちらが正しいのでしょうか。
事務局員 (高野出張所)	厳密に言えば公図の方が正しいですが、位置図は現地を確認したうえで示した範囲であります。間違いではありませんが、参考としていただくのは公図の示す範囲をご参照いただければと思います。
議長	ありがとうございました。 他にはございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号 6 から 11 の 6 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしという声)

議長	それでは、「非農地証明申請」受付番号 6 から 11 の 6 件について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、証明することと決定されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたしました。 引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告 ○報告事項 ・ 4 月役員会で令和 6 年度年間計画について協議したことを報告 ○協議事項 ・ 令和 6 年度年間事業計画（修正版） ・ 最適化活動の点検・評価等について ・ 令和 6 年度最適化活動の目標設定等（案） ・ 庄原市農業施策に対する意見書について（回答）【意見交換】 ・ 地域計画の進捗状況と今後の活動計画について ・ 全国農業新聞の購読に向けた依頼について ○農業委員章の貸与 ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんからご質疑、意見等はございますか。 皆様の方から何かございませんか。 (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第 2 回農業委員会総会を閉会といたします。(午後 3 時 30 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和6年5月7日

議 長
(道下 和子) _____

24 番委員
(榮田 明美) _____

1 番委員
(原田 實夫) _____